

【重要】東北地方太平洋沖地震にかかる 経済支援制度について

◆入学料／授業料免除・徴収猶予制度について

地震の被害によって、入学料／授業料の納入が困難になった世帯は、入学料／授業料免除・徴収猶予の「特別の事情による申請」により審査しますので、通常の申請書類に加えて、下記の書類を提出してください。

◆特別の事情◆

授業料納期前6ヶ月以内（新生は入学した学期の申請に限り、入学前1年以内）^{【注1】}において、本人の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」^{【注2】}という）が死亡し、又は本人もしくは学資負担者が風水害等の災害^{【注3】}を受けた場合で、入学料、授業料の納入が著しく困難であると認められる者。
経済状況に関する審査があります。

【注1】 授業料納期前6ヶ月以内：平成22年10月1日～平成23年3月31日

入学前1年以内：平成22年4月1日～平成23年3月31日

【注2】 学資負担者は、同一世帯内であること。

【注3】 風水害の災害とは、公的機関の「り（被）災証明書」および「り（被）災額証明書」とれるものです。

※「り（被）災証明書」等は、申請後に取れ次第、提出していただくこともできますので、その他の揃えられる書類を先に提出してください。

※「特別の事情」にあたらぬ場合は、「一般申請」により審査を行います。

※申請方法については、従来通り変更ありません。地震の関係で従来の申請ができない方については、下記の「特別申請について」を参照ください。

※特別申請について

地震の被害により、通常の申請が不可能な方のため、特別申請の受け付けをしていますので、経済支援係 045-339-3113, FAX: 045-339-3119, MAIL: gakusei.keizai@ynu.ac.jp までご連絡ください。

◆日本学生支援機構の奨学金制度について

地震の被害によって、緊急に奨学金の貸与が必要となった方々に、緊急・応急採用奨学金の申込み、返還期限の猶予を受け付けます。

詳細は、経済支援係 gakusei.shogaku@ynu.ac.jp までお問い合わせください。

学生支援課経済支援係

TEL: 入学料／授業料免除・徴収猶予 045-339-3113, 3115、奨学金 045-339-3132, 3112

留学生奨学金 045-339-3113 FAX: 045-339-3119

MAIL: gakusei.keizai@ynu.ac.jp / gakusei.shogaku@ynu.ac.jp (奨学金)